

後期高齢者医療保険料の軽減について ●住民課保険班 ☎78-3113(119)

所得の低い方や、被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）加入者に扶養されていた方は保険料の負担が軽くなります。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などが…

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が年 金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）	保険料の均等割額を9割軽減
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	保険料の均等割額を8.5割軽減
「基礎控除額（33万円）」+24.5万円×世帯の被保険者数（被 保険者である世帯主を除く）を超えない世帯	保険料の均等割額を5割軽減
「基礎控除額（33万円）」+「35万円×世帯の被保険者数」を超 えない世帯	保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額などが…

「基礎控除額（33万円）」+58万円を超えない方	保険料の所得割額を5割軽減
--------------------------	---------------

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり保険料を納めること
になりますが、保険料の軽減措置があります。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方

保険料の決まり方について

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担
する「所得割額」の合計額になります。

均等割額と所得割率は広域連合で2年ごとに決められます。熊本県後期高齢者医療広域連合の平成23
年度の保険料率は平成22年度と同率で、均等割額47,000円、所得割率 9.03%です。

保険料（年額）

＝均等割額47,000円＋所得割額（ $\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円（基礎控除）}}{\text{所得割率} 9.03\%}$ ）

狂犬病予防注射を実施します

●住民課住民班 ☎78-3113(113・115)

犬を飼われている方には、狂犬病予防法に基づき飼い犬の生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射
の接種が義務付けられています。

次のとおり集合注射を実施しますので、必ず注射を受けさせ、登録を行ってください。

また、登録を行った犬が死亡した場合、町外の方に譲り渡した場合などは、届出が必要ですので、住民
班へお越しください。

●日時・場所

4月26日（火）		4月27日（水）	
イ・トリメぐみ駐車場	9:00～9:20	元漁協大泊支所前	9:00～9:20
川崎理容店裏駐車場	9:35～9:55	赤崎漁村センター前	9:40～10:10
諏訪神社前	10:10～10:30	平国会館前	10:30～11:00
肥薩陶器瓦入口	10:45～11:05	福浦公民館前	11:20～11:40
文化センター前	11:20～11:50		

●料金（おつりのいらないようお願いします。）

- ・新規登録の場合 6,050円（登録料 3,000円＋注射料 2,500円＋注射済票代550円）
- ・登録済みの場合 3,050円（注射料 2,500円＋注射済票代 550円）

●対象 生後3ヵ月以上の犬